

盛土規制法申告書(建築確認申請用)

建築主事 殿

建 築 主 氏 名	
敷 地 の 地 名 地 番	
敷 地 面 積	
主 要 用 途	

上記の建築行為について、下記のとおり、宅地造成及び特定盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可対象となる土地の形質の変更(盛土・切土)はありません。

記入年月日	年 月 日
設計者 氏名	

○令和 7 年 4 月 30 日より、山形県内全域が規制区域に指定されています。

規制区域について盛土ポータルより確認しチェックしてください。

☐ 宅地造成等工事規制区域 (法第12条第1項)	☐ 特定盛土等規制区域 (法第30条第1項)	概念図
① 盛土で高さが <u>1m</u> 超の崖※を生ずる	⑥ 盛土で高さが <u>2m</u> 超の崖※を生ずる	
② 切土で高さが <u>2m</u> 超の崖※を生ずる	⑦ 切土で高さが <u>5m</u> 超の崖※を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>2m</u> 超の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	⑧ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>5m</u> 超の崖※を生ずるもの(⑥、⑦を除く)	
④ 盛土で高さが <u>2m</u> 超となるもの(①、③を除く)	⑨ 盛土で高さが <u>5m</u> 超となるもの(⑥、⑧を除く)	
⑤ 盛土又は切土の部分の面積が <u>500 m²</u> を超える(①～④を除く)	⑩ 盛土又は切土の部分の面積が <u>3,000 m²</u> を超える(⑥～⑨を除く)	
申告欄 (いずれかにチェック)	☐ ①～⑩のいずれにも該当しない(許可不要)	
	☐ 担当部署と打合の結果、許可不要(打合せ等により判断した場合、内容記入又は内容がわかる資料を添付)	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

相談窓口(規制の内容や許可の要否などについては、土地が存する区域を所管する以下の窓口にお問い合わせください。)

管内	担当部署	所在地	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8408
最上地区	最上総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1391
置賜地区	置賜総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	米沢市金池 7-1-50	0238-26-6099
庄内地区	庄内総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5569

盛土規制法ポータルサイト(山形県 HP)(規制内容・規制区域・許可手続きに関する相談窓口等について掲載されています。)

<https://www.pref.yamagata.jp/180019/kurashi/syakaikiban/morido/top.html>

